

## 指定物流事業者選定実施要領

### 1. 目的

この要領は、北部・離島地域振興対策実施要領に定める補助対象事業者の選定(以下「選定手続き」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 参加資格

この選定手続きに参加できる者は、次に掲げる事項を全てみたすものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年 5 月 3 日政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県より入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) この手続に参加を予定する者は、第 2 種貨物利用運送事業者であること。
- (8) 共同企業体(以下「共同企業体方式」という。)でも可とし、この場合は以下のとおりとする。
  - 1) 共同企業体を代表する事業者が、この選定手続に参加すること。
  - 2) 共同企業体を構成する事業者は、上記(1)から(7)までの要件をみたすこと。

### 3. 事業実施提案書(以下「提案書」という。)の作成及び提出

提案書は、2 部(原本 1 部、副本 1 部)を作成し、これを提出する。ただし、共同企業体方式のときは共同企業体協定書様式例を参考に、必要な事項を定めた協定書も作成し、これを添付する。

### 4. 選定方法

- (1) 総合得点方式により順位を決定し、上位の 3 事業者までを選定することができるものとする。

1) 評価項目は、次のとおりとする。

- ① 営業収益に関する事項(事業規模の評価)
- ② 運送取扱量に関する事項(事業遂行能力の評価)
- ③ 仕向地別平均運賃に関する事項(物流合理化基本能力の評価)
- ④ 補助金充当平均割引額に関する事項(補助事業遂行能力の評価)

2) 評価項目に関する配点は 10 点を最高点、最低点を 1 点とし、次のとおりの配点方法とする。

- ① 営業収益に関する事項は、金額の大きい順序に対して最高点から順次割当てる。
- ② 運送取扱量に関する事項は、取扱量の大きい順序に対して最高点から順次割当てる。
- ③ 仕向地別平均運賃に関する事項は、運賃の小さい順序に対して最高点から順次割当てる。
- ④ 補助金充当平均割引額に関する事項は、割引充当率の高い順序に対して最高点から順次割当てる。

3) 総合得点は、上記 2) の①から④までを加算した得点とする。

- (2) 割引充当率が 90% を下回るときは、前項の選定方法にかかわらず、これを失格とする。

(附則)

本要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。